

基準 35 防災センター等の設置に関する基準

- 1 防災センター等の設置については規則第 12 条第 1 項第 8 号、「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 7 号）及び「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 8 号）の規定によるほか、次によること。◇
 - (1) 非常用エレベーターに容易に近づける位置であること。
 - (2) 監視対象物に対し円滑な対応ができる位置であること。
 - (3) 防災センターへの消防隊進入経路は、在館者の避難経路と分離され、かつ消防隊が容易に進入できること。なお、消防隊進入口から防災センターへ至るまでの廊下の壁、柱、及び床は耐火構造とし、不燃材料とすること。
 - (4) 防災センター等は耐火構造の壁等で区画し、開口部には常閉式の特定防火設備を設けること。
 - (5) 消防活動の拠点としての使用を考慮した広さ（おおむね 40 m²～50 m²以上）であること。
 - (6) 中央管理室を設置する場合は、防災センターと一体化させること。
- 2 前項に掲げるほか、「総合消防防災システムガイドラインについて」（平成 9 年 9 月 16 日消防予第 148 号。以下「ガイドライン」という。）に規定する総合消防防災システムの構築を推進すべき防火対象物については、当該ガイドラインによること。